

家事事件座談会

— 離婚事件を中心に —

2026年4月1日施行の改正民法では、「共同親権」や「法定養育費制度」が新設されるなど、離婚時のルールが大きく変わりました。本例会では、弁護士であれば誰もが経験することになる家事事件（特に離婚事件）をテーマに座談会を行います。基礎的なことから実務的な内容まで、ご興味のある方は、ぜひご参加ください。

なお、講演会の後は懇親会を開催予定です（学生、受験生、修習生、新人弁護士は無料）。ふるってご参加ください。

日時

2026年5月14日（木）
18:00～

会場

中央区文化センター 1102号室
+ Zoom併用
(神戸市中央区東町115番地)

参加無料！

懇親会あり



登壇者・コーディネーター

コーディネーター

弁護士 藤田 洋介 神戸花くま法律事務所（新61期）

登壇者

弁護士 坂本 知可

神戸花くま法律事務所（新62期）

登壇者

弁護士 清田 美夏

神戸花くま法律事務所（66期）

登壇者

弁護士 大田 悠記

神戸合同法律事務所（66期）

【お申込み】

Googleフォームでの事前申込制です。

<https://forms.gle/QQPvdv5gyK1axbgu7>

